

## 使用する機器の詳細を記載した書面【記載例】

ICT 等を用いて遠隔で業務を行う場合に必要な書類になります。

法第 8 条の規定による宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置として、宿泊者の本人確認を以下 ICT 機器で行うこととしており、詳細の機能は以下のとおりです。

### 【ICT 機器の機能】

インターネット回線	光回線使用	
	サービス名：〇〇光回線	
端末	タブレット使用	
	製品名：〇〇Pad	
OS	Windows 使用	
ヘッドセット	無	製品名：－
マイク	内蔵	製品名：〇〇マイクロフォン
音響機器	内蔵	製品名：－
カメラ	外付け	製品名：HD Web カメラ 〇〇
	画素数	300 万画素

法第 7 条の措置、法第 8 条の規定による宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置、法第 9 条の説明、法第 10 条の規定による苦情及び問い合わせへの応答について、ICT 等を用いて遠隔で業務を行う場合にはそれぞれ具体的な方法を明らかにする必要があります。